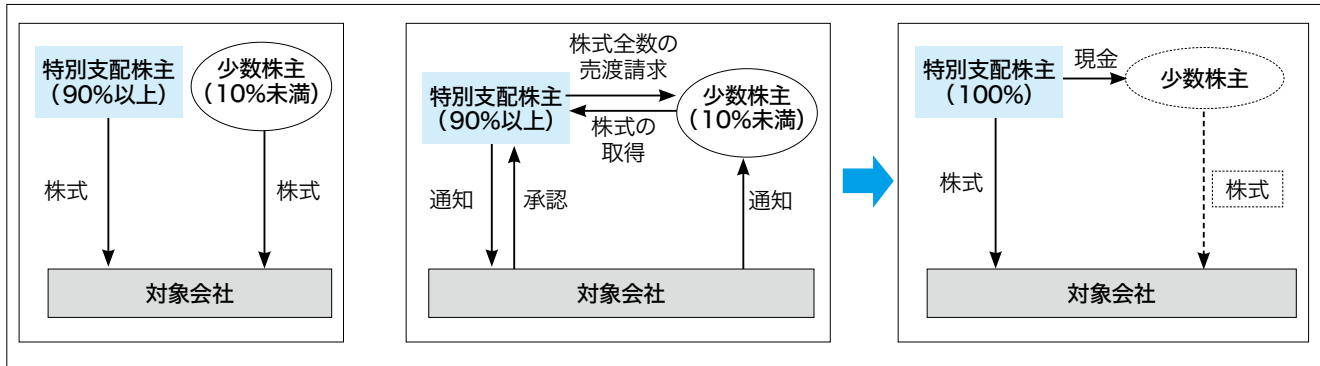


(図表6) 株式売渡請求を用いたスキーム



より新たに導入されたものであるが、大きな特徴として、対象会社の承認手続として株主総会の決議が不要である点、および少数株主の有する株式の端数処理が不要である点が挙げられる。これにより、他の方法と比較して、時間的な面や手続面でのコストが削減できることになる。具体的には通常、次の手続が行われる。

① 売渡請求通知
特別支配株主は、対象会社に対して一定の事項(株式売渡請求をする旨、売渡株主(少数株主)に対して交付する対価の内容、取得日等)を通知する(会179の3①)。

② 意思決定機関による承認
対象会社の承認(取締役会非設置会社の場合は取締役の過半数による決定、取締役会設置会社の場合は取締役会の承認)を受ける(会179の3①・③、348②)。株主総会による承認は不要である(後記VII「手続選択における法務上のポイント」(3)参照)。

③ 対象会社による通知または公告
対象会社は、前記承認をした場合、取得日の20日前までに、売渡株主に對し、一定の事項(承認をした旨、特別売渡株主に対する対価の内容、取得日等)を通知または公告する(これにより、特別支配株主から売渡株主に対して株式売渡請求がされたものとみなされる)(会179の4)。

④ 事前・事後の開示
対象会社は、通知または公告のいずれか早い日から取得日後6カ月(非公開会社の場合は1年)を経過する日までの間、取得対価等の事項を記載・記録した書面・電磁的記録を本店に備え置く(会179の5、179の10)。

⑤ 取得価格決定の申立て
売渡株主は、対価の額に不満がある場合、裁判所に対し取得価格の決定の申立てをすることができる(会179の8①)。

⑥ 売渡株式の取得
特別支配株主は、取得日に売渡株式の全部を取得する(会179の9①)。

II 適格要件見直しと課税関係の統一など スクイーズアウトに関する 平成29年度税制改正の概要

平成29年度税制改正における、スクイーズアウトに係る改正項目としては、大きく分けて2つに分類される。1つは吸収合併および株式交換における税制適格要件(対価要件)の

見直し、もう1つは全部取得条項付種類株式、株式併合および株式売渡請求の方法による完全子法人化に係る課税関係の統一、である。また、これらの改正とともに、非適格株式

交換等が行われた場合および連結納税の開始または連結納税グループへ加入する際の資産の時価評価制度について、一定の改正が行われた。以下、それぞれの項目について、改正